

## 年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第1回）議事要旨

1 日 時 平成19年7月12日（木）13時30分～15時30分

2 場 所 岐阜合同庁舎2階 岐阜行政評価事務所 所長室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員  
（総務省）岐阜行政評価事務所長 ほか

4 主な議題

- (1) 岐阜行政評価事務所長挨拶
- (2) 委員長互選
- (3) 委員長挨拶
- (4) 委員の自己紹介
- (5) 委員長代理の指名
- (6) 委員会の運営について（運営規則等）
- (7) 委員会の所掌事務、権限等について
- (8) 年金記録確認の手続等について
- (9) その他

5 会議経過

- (1) 岐阜行政評価事務所長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

先生の皆様にはご本業でご繁忙のところ、第三者委員会委員就任をご快諾いただき、厚く御礼申し上げます。

既にご承知のとおり、第三者委員会は、社会保険の加入、納付に関して、社会保険庁側に記録が無く、ご本人にも領収書等納付を証する資料が無いといったケースについて、申立を受け、ご本人の立場に立って、申立内容を肯定し得る関連資料や周辺事情を幅広く収集し、それらから判断して明らかに不合理ではなく一応確からしいと類推できるものについては、社会保険庁に記録の訂正をあっせんするという、国民の権利に直結する非常に重要な事項を審議していただく場である。

先月6月25日、中央委員会が設置され、あっせんに当たっての基本方針も示されているが、申し立てられる事案が千差万別で、判断が難しいケースも多々出て来ると思われる。

個別事案ごとの関連資料の収集、周辺事情の調査等は事務室スタッフが全力を挙げて取り組み、また、岐阜社会保険事務局も全面的に協力することなので、委員の皆様におかれては、これまでに培われた豊富な知識、ご経験を踏まえられ、委員会の場で活発な審議を行っていただき、公正な判断をしていっていただきたい。

- (2) 浦田委員が委員長に互選された。
- (3) 委員会の運営について、以下のように決定した。
- 委員長の指名により、稲垣委員が委員長代理に指名された。
  - 委員会の運営規則が事務局から説明され、了承された。  
この中で、本委員会は個人情報を取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。
  - 委員会での配付資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。
- (4) 委員会の所掌事務、権限、年金記録確認の事務の流れと当委員会の位置付け、委員会の当面の調査審議事項等について、事務局から説明された。
- (5) 岐阜社会保険事務局から、年金記録の管理の現状や年金記録確認の手続等について説明があった。
- (6) 次回は、7月23日(月)9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第2回）議事要旨

1 日 時 平成19年7月23日（月）9時30分～11時30分

2 場 所 岐阜合同庁舎2階 岐阜行政評価事務所 所長室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員

（岐阜行政評価事務所）大野所長 武内事務室長、松尾主任調査員、藤垣主任調査員ほか

4 主な議題

(1) 年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議の内容についての報告

(2) その他

5 会議経過

(1) 浦田委員長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

本日の委員会は、7月18日に行われた全国委員長会議の報告を兼ねて開催したい。全国委員長会議では、記録が社会保険庁になく、ご本人も資料を持っていないという案件をどのように扱うかということを中心に会議が進められた。

会議中、どちらに判断したらよいかわからない案件を実際にどうするかということに質問が集中した。中央委員会で具体的にスタンダードな基準を示していただきたい。

中央委員会では、わからない場合は申立人の利益で判断してほしいということを強調しており、まさにこれは当委員会の責任でもあり、今後の審議においてはそういう共通の認識をもって当たってほしい。

(2) 全国委員長会議の内容について、「会議における質疑の状況」や「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針別表」を中心に報告が行われた。

報告後、「特例納付を市町村で受付・徴収したこと」、「委員会にどのような資料が上がって来るのか」などについて意見交換があった。

そのほか、「審議する上で判断を誤りやすいポイントを整理の上示してほしい」、「虚偽申立てや記録がない事案についてどのように処理すべきかという判断基準を早急に示してほしい」などの意見があった。

(3) 今後の委員会の開催日程について審議があり、「原則として、毎週木曜日午後」開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕